「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館営業施設運営事業
委託先の公募について（公募公告）

次のとおり公募に付します。

独立行政法人　日本貿易振興機構
副理事長

1. 調達内容

(1) 公示日：2026 年 11 月 16 日
(2) 案件名：「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館営業施設運営事業
(3) 案件の仕様等：公募要領による
(4) 契約期間：契約締結日～2027 年 12 月 31 日

2. 応募資格

応募者は以下の要件を満たす法人とする。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
(2) 以下の項目に該当すると認められる者及びこれを代理人及び使用人として使用する者でないこと。また、該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人及び使用人として使用してはならない。
① 契約の履行にあたり、故意に品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。
③ 特定者が契約を結ぶこと又は特定者が契約を履行することを妨げた者。
④ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない法人等（更生手続き開始の決定を受けている法人等を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない法人等（更生手続き開始の決定を受けている法人等を除く）。セルビア共和国企業の場合はセルビア共和国における当該法律において同様に当てはまらない者。
(4) 経営状態が著しく不健全でないと認められる者。
(5) 公示の日から採択者決定までの期間、契約に関し経済産業省又は日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
(6) 「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館総合プロデュース・調整、展示設計・監理、広報業務に直接関与した事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年１１月２７日大蔵省令第５９号）第８条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者に該当しないこと。
(7) 反社会的勢力若しくはこれに類似する企業・団体でないこと。
(8) 仕様書Ⅶ. 営業事業者の条件に記載されている内容を満たすこと。
(9) 物販事業、グッズ等の製造・加工・販売の事業を営み、物販スペース等の営業実績が原則直近３年以上あり、現在も経営に関わっていること。 過去３年間、商品販売に係る法令又は同種の現地法規制に関する行政処分を受けていないこと。
(10) 本業務を１者で実施することができない場合、共同企業体を組むことは可能。ただし、その場合は、共同企業体構成者全者が上記（1）から（7）の条件を満たしていること。(8)及び(9)については、いずれか１者が条件を満たしていること。なお、日本貿易振興機構との契約は共同企業体構成者全者と締結するが、日本貿易振興機構との連絡窓口、支払等は主幹事法人のみとする。同主幹事法人は

予めその他共同企業体構成者全者と業務分担の条件を示す書類（協定書等）を取り交わし、その写しを提案書と併せて提出すること。

3. 公募説明会

(1) 公募説明会の日時　2026 年 11 月 24 日（火）15 時より（Microsoft Teams にてオンライン開催）
参加を希望する場合は、2026 年 11 月 24 日（火）12 時 00 分（日本時間）までに、件名を「【説明会参加申込】2027 年ベオグラード国際博覧会 日本館営業施設運営事業」とし、企業・団体名、参加者氏名、所属部署、役職及び連絡先（E-mail アドレス）を記載の上、下記 8.宛に E-mail にて申し込むこと。
※説明会に参加しない場合でも応募は可とする。
※１者あたりの参加人数は２名までとする。
※Microsoft Teams は必ず事前にバージョンを確認し、最新版に保った状態で使用すること。
※公募説明会での撮影・録音・録画を禁止する。
※ID やリンクを SNS 等で流用することを禁止する。

(2) 公募要領等の交付場所　本公示の日から下記 8.にて交付。なお、交付された本資料は第三者に提供してはならず、又第三者から入手した資料を以って応募してはならない。

(3) 質問の受付（以下、日本時間）
質問は下記 8.へ E-mail で連絡すること。件名は「【質問】2027 年ベオグラード国際博覧会　日本館営業施設運営事業」とすること。
※質問受付期間は 2026 年 11 月 24 日（火）～11 月 27 日（金）15 時 00 分とする。
※質問に対する回答は、2026 年 12 月 1 日（火）までに、公募要領等受領者全員に対し E-mail にて通知する。

4. 応募方法

(1) 応募書類
① 提案書　日本語によるもの（様式指定）を電子媒体で下記 (2) 提出期限までに送付する。差し替えは不可とする。紙媒体による提出も不可とする。
②（該当者のみ）企業共同体を構成する場合は、主幹事法人及びその他の法人との業務分担等の条件を示す協定書（写し）
③（該当者のみ）ワーク・ライフ・バランス推進に関する認定書類（写し）

(2) 応募書類提出期限
2026 年 12 月 4 日（金）15 時 00 分（日本時間）

(3) 応募書類の提出方法
ジェトロが指定するファイル共有ツール（fiebie）を通じて電子データで提出する。応募を希望する場合は、12 月 3 日（木）15 時までに下記 8.へ連絡し、ファイル共有ツールの利用方法等について説明を受けること。
※件名を「2027 年ベオグラード国際博覧会　日本館営業施設運営事業」とすること。
※書類の提出後に必ず下記 8. へ電話等で受領の確認を行うこと。

5. 選定方法及び選定基準等

(1) 選定方法
① 一次審査（応募資格審査）
提出された応募書類をもとに、応募資格を満たしているか、また提出書類に不備がないかをジェトロが審査。
② 二次審査（書類審査）
実施日時：2026 年 12 月 8 日（火）まで

(2) 選定基準
企画内容、実施体制、実績、本博覧会に対する認識、運営計画、工程管理、収支計画の妥当性等について、別途配布する評価基準書に基づき総合的に評価する。

(3) 採択結果通知
2026 年 12 月 11 日（金）に、最も高い評価点を得た者を採択者とし、全応募者に対して選定結果を通知する。なお、選定理由等に関するお問い合わせには一切応じない。
(4) 契約交渉
日本貿易振興機構は採択者と契約交渉を行い、運営計画等の条件が合意すれば、当該採択者と契約を締結する。合意に至らなかった場合は次点の応募者と交渉を開始する。
(5) 契約締結　12 月下旬に契約締結を行う予定。

6. 個人情報の取り扱い

本公募に関して書類に記入された個人情報は適切に管理し、業務委託先選定のためにのみ利用する。

7. その他

(1) 契約手続及び提出する資料などにおいて使用する言語　日本語。
(2) 公募保証金及び契約保証金　免除。
(3) 応募無効　本要領に示した公募に関する条件に違反した応募。
(4) 契約書作成の要否　要。
(5) 受託者は国際博覧会に関する現行の条約、「2027 年ベオグラード国際博覧会」の一般規則と特別規則、ガイドライン、及びセルビア共和国政府及び主催者が定める指示、命令等、セルビア共和国及び開催地の建築、消防、環境、衛生、安全、労働、広告等に関する法令等を遵守し、これに適合するように業務を行わなければならない。
(6) 提出された提案書の差し替え、取消及び再提出は不可とする。
(7) 応募にかかる資料の作成及び送付に係る経費については応募者の負担とする。
(8) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用はしない。
(9) 提案書の提出後においては、原則として提案書に記載された内容の変更を認めない。
(10) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
(11) 採択した提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年十二月五日法律第百四十号）」において、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
(12) 採択者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。
(13) 案件の契約期間が翌年度（又は翌年度以降）に関わるものである場合、予算等の都合により履行期間の変更又は案件を取り止めることがあり得る。

8. 連絡先

ジェトロ 海外展開支援部　国際博覧会課（担当：中田、佐藤、松尾）
〒107-6006 東京都港区赤坂１丁目１２番３２号
電話：03-3582-4688
E-mail： ODE@jetro.go.jp

以上